

# 平成30年度公社等経営評価シート

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

## 1 法人の概要

30.7.1 現在

法人名	公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター	所管部課名	健康福祉部保健衛生課
代表者職氏名	理事長 中山 大輔	設立年月日	昭和58年3月30日
住所 (電話番号) (FAX番号)	〒030-0812 青森市堤町二丁目16番11号 理容会館1階 017-722-7002 017-722-7025	ホームページ アドレス	http://www.seiei.or.jp/aomori/
		E-mail アドレス	aomoricenter@seiei.or.jp

### 資本金・基本金等

うち県の出資等額 県の出資等比率

資本金・基本金等	5,160 千円	1,500 千円	29.1 %
----------	----------	----------	--------

### 主な出資者等の構成(出資等比率順位順)

氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)	氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)
1 青森県	1,500	29.1	6 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合	286	5.5
2 青森県理容生活衛生同業組合	445	8.6	7 青森県すし業生活衛生同業組合	247	4.8
3 青森県美容生活衛生同業組合	384	7.4	8 青森県公衆浴場業生活衛生同業組合	238	4.6
4 青森県社交飲食業生活衛生同業組合	350	6.8	9 青森県クリーニング生活衛生同業組合	237	4.6
5 青森県料理飲食業生活衛生同業組合	310	6.0	10 青森県食肉生活衛生同業組合	234	4.5

### 設立の目的・事業の目的

生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)に基づき、青森県における生活衛生関係営業(生衛法第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。)について、経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

### 事業概要

(単位:千円、%)

主要事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	内容
事業1 生衛業対策事業	16,044	15,993	16,248	生衛業者の施設の整備、経営、税務及び衛生等の相談指導等を行う。
	71.74	72.41	71.97	
事業2 生活衛生関係営業振興事業	2,585	2,585	2,591	生衛業の振興と活性化を図るため助成を行う。
	11.56	11.70	11.48	
事業3 クリーニング師研修等事業	623	319	538	クリーニング業法に基づき、研修等を実施する。
	2.79	1.44	2.38	
その他の事業	3,111	3,189	3,199	
全体事業に占める割合	13.91	14.44	14.17	
全体事業	22,363	22,086	22,576	

## 2 経営理念・経営目標

### 経営理念

生活衛生関係営業の多くは経営基盤が脆弱な中小零細企業であり、とすれば大企業の進出や業者間の過当競争によって経営が不安定に陥り、ひいては適切な衛生水準の維持向上が阻害される傾向にある。このような状況から生衛業の健全な経営の確保を図り、これにより公衆衛生の維持増進を期するため、厚生労働省は昭和32年に制定された生衛法に基づき、生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の設立促進に努め、これらの組合を通じて営業者の自主的活動の促進を図ってきたが、昭和50年代に入り生衛業を取巻く経営環境は営業施設の増加による過当競争や大企業の進出による事業分野の競争が生じるなどますます厳しく、このような種情勢に対応し生衛業の振興及び経営の安定を図るため、昭和54年(生衛法)の改正により都道府県生活衛生営業指導センターの設立が法制化され、昭和59年に(財)青森県生活衛生営業指導センターが設立された。以上の経緯及び法の趣旨を踏まえ、事業を計画し、適正かつ確実に実施する。

### 経営目標

- 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行う。
- 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し営業者及び生活衛生同業組合を指導する。
- 標準営業約款に関し営業者の登録を行う。
- 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行う。
- 生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。
- 生活衛生関係営業の振興のための事業を行う。
- その他公益目的を達成するために必要な事業を行う。

## 3 代表者から県民の皆さまへ

当法人は、公益法人制度改革に基づく公益認定を青森県知事から受け、平成24年4月1日をもって、名称を公益財団法人青森県生活衛生営業指導センターとして新たにスタートしました。昭和58年に当法人が設立されてからこれまで長きにわたり、生衛法の趣旨を踏まえて、青森県内の生活衛生関係営業者について、経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的に事業を適正かつ確実に継続実施してきたことが公益性の認定につながったものと考えております。生衛法に基づき県一を限って知事から指定されている法人として、役員一同社会的責任の重さを再認識し、今後とも、経営理念を踏まえ、確実に事業を推進してまいります。

4 組織の状況 (※当該項目のみ、平成30年7月1日現在の数値)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		前年度増減	増減理由	
	県派遣	県OB	県派遣	県OB	県派遣	県OB			
役員	常勤役員								
	非常勤役員	12		12		12			
	計	12		12		12			
職員	常勤職員	3	1	3	1	3	1		
	非常勤職員	1	1	1	1	1	1		
	臨時職員								
	計	4	2	4	2	4	2		
常勤職員の年代別構成	20代	30代	40代	50代	60代～	平均年齢	プロパー職員勤続年数		
						3	60	13	
常勤役員平均年収(千円)	—		常勤職員平均年収(千円)		3,233				

5 財務の状況

(単位:千円、%)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	財務分析指標	算出方法	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
収益等状況	経常収益	22,488	22,145	22,602	財務構造	正味財産比率	正味財産/資産計	98.81	98.84	96.54
	経常費用	22,363	22,086	22,576		経常比率	経常収益/経常費用	100.56	100.27	100.12
	経常増減額	125	59	26		総資産当期経常増減率	当期経常増減額/資産計	1.18	0.55	0.24
	経常外増減額	▲ 59			県財政関与率	左のア～キの計/経常収益	88.53	90.09	88.80	
	当期一般正味財産増減額	66	59	26	補助金収入率	補助金収入/経常収益	88.53	90.09	88.80	
	一般正味財産期末残高	5,327	5,386	5,412	受託等収入率	受託等収入/経常収益	9.70	8.34	9.42	
	借入金残高				効率性	管理費比率	管理費/経常費用	13.57	14.03	13.74
補助金※ア	19,909	19,951	20,071	人件費比率		人件費/経常費用	67.79	68.83	67.86	
事業費	4,750	4,750	4,750	財務健全性	流動比率	流動資産/流動負債	1,335.71	1,403.23	534.66	
運営費(人件費含む)	15,159	15,201	15,321		借入金比率	借入金残高/資産計				
受託事業収入※イ				財務の状況についての法人の分析【法人コメント】						
負担金 ※ウ				生衛法に基づき、県に一を限って知事から指定された法人として、県(国1/2)からの補助金収益及び事業収益を主な財源として事業を効率的に実施しており、正味財産比率・経常比率が高く安定良好な財務状況と考える。						
交付金 ※エ										
貸付金 ※オ										
無利子借入金による利息軽減額※カ										
減免額(土地・施設等使用料等)※キ										
債務保証残高										
損失補償残高										

※上記カについては、長期プライムレートによる試算額

6 経営評価結果等への対応状況

これまでの経営評価結果等	対応状況【法人記入】	左に係る県所管課の意見・評価【県所管課記入】
<p><b>生活衛生同業組合を支援する立場から実施する組合未加入営業者への加入促進に向けた取組状況について</b></p>	<p>○生活組合(生活衛生同業組合)は生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律)により業種ごとに各都道府県に一つだけ設立され、衛生水準の向上等を使命とする同業者の組織であり、そのネットワークは衛生行政の推進のための重要な社会基盤となっており、行政による法規制とあわせて公衆衛生の維持向上のための重要な役割を担っている。</p> <p>○一方、生活組合の組合員数が減少し続けている状況を踏まえ、厚生労働省は生活衛生法及び生活衛生法の役割を再認識し、行政と生活組合が連携し、より一層の取り組みを行っていく必要があるとしている。</p> <p>○このような状況を踏まえ、厚生労働省は平成23年度から毎年度、衛生行政を担う都道府県及び政令市特別区あてに通知文を差し、生活組合の機能や組織の活性化を図るため、中央会(各生活衛生同業組合の全国組織を傘下とする団体である(一社)全国生活衛生同業組合中央会)が行う組合活動推進月間活動への支援及び組合未加入者への情報提供等の配慮をお願いしている。</p> <p>○組合員の新規加入勧誘活動は第一義的には各生活組合が主体として行うべきことであり、各生活組合は中央会の策定した活動計画に基づき指導を受けながら新規加入勧誘活動等に取り組んでいる。</p> <p>○同じく生活衛生法に基づき活動している全国指導センター(公財)全国生活衛生営業指導センター)及び各都道府県指導センターは、平成26年度から厚生労働省の補助金等を活用し、衛生水準の確保・向上を目的として、生活組合の活性化を図るため、中央会・生活組合が取り組んでいる組合活動推進月間活動を支援してきている。</p> <p>○具体的には、全国指導センターの策定した計画に基づき、①加入勧誘用パンフレットを生産組合に提供、②行政機関から新規開業店舗情報を入手加工したうえで生活組合に提供、③保健所、食品衛生協会、商工会議所等関係機関への協力要請(パンフレットの配布依頼等)、④指導センター及び他機関が行う講習会等においてパンフレットを配布するなど、広報活動を実施している。</p> <p>○今年度(平成30年度)は、特に、平成29年度新規開設者の全員に、新たに作成した組合加入促進用のパンフレットを送付することとしている。</p> <p>○また、生活業を資金面から支援している日本政策金融公庫(100%政府出資の政策金融機関)は、融資希望者に組合加入による融資上のメリットをお知らせするなど、融資指導相談を行う指導センターと連携し組合加入促進活動を行っている。</p>	<p>組合加入率向上への取組みは指導センターの本来業務ではなく、また、組合への加入、非加入は各営業者の任意だが、組合は生活衛生関係営業の諸課題に対応した業界振興や営業施設の衛生水準維持向上、経営健全化等に関する指導等に関して重要な役割を果たしていることから、指導センターの取組みは重要であり、評価できる。</p> <p>県においても営業許可申請時等に営業者に対し組合活動に関する情報提供を行う等、組合活動に関する普及啓発を行っている。</p>

7 評点集計（経営評価指標）

評価項目	対象指標 評点数	法人評価	
		評点数	得点率
目的適合性	16	16	100.00
計画性	32	31	96.88
組織運営の健全性	39	33	84.62
経営の効率性	22	18	81.82
財務状況の健全性	17	12	70.59
合計	126	110	87.30

《評価項目：評価の視点》
<p>「公社等」として、現時点において、当初の設立目的あるいは公共的・公益的目的に適合した事業を行っているか再確認が必要である。</p> <p>○法人が現在行っている事業と設立当初の目的等が適合しているか。</p> <p>○社会経済情勢等の変化に対応するため事業の検証・見直しが行われているか。</p>
<p>効率的な法人運営及び健全な経営を維持していくためには、経営資源、外部環境を把握し、計画的に運営していく必要がある。</p> <p>○自主的・自律的な法人運営を行うための中期的なビジョン(計画)を有しているか。</p> <p>○計画の達成状況等を検証し、適切・迅速に経営改善等が図られる仕組み(PDCAサイクル)となっているか。</p>
<p>法人の出資金等に県の公金が含まれていること等から、より効果的・効率的な組織・財務等における内部管理体制等の確立が求められる。</p> <p>○自律した事業主体として内部統制等が確立されているか。</p> <p>○持続可能な事業運営のために人材育成等が図られているか。</p>
<p>持続的・安定的に法人の運営を行うためには、経営環境の変化等に対応しつつ、不断の経営の効率化に努めていく必要がある。</p> <p>○経費の削減、収入確保等が図られているか。</p> <p>○人的・物的な経営資源が有効活用されているか。</p>
<p>持続的・安定的な法人の運営を行うためには、経営基盤を強化し、財務面での健全性を確保していく必要がある。</p> <p>○自主財源が確保され、安定的に収益が確保される健全な財務体質であるか。</p> <p>○借入金の規模が適正な水準であり、かつ、適正に返済されているか。</p>

評価項目	法人の自己評価（経営概況、経営上の課題・対策等）	県所管課の評価	
		評価	意見等
目的適合性	<p>生衛業者の営業施設の衛生水準の維持・向上については、食品衛生法や営業六法による許可・監視指導が行政により行われている。一方、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、いわゆる生衛法は生衛業者の自主活動を推進するとともに、営業の振興、経営の健全化の指導等により衛生施設の改善向上、経営の健全化等を通じた衛生水準の向上を図り、併せて消費者・利用者の利益を擁護することを目的としており、この生衛法に基づき設立された法人として、行政と連携し、県(国)の方針を踏まえながら事業を適正かつ確実に実施してきている。</p>	○	<p>指導センターの実施事業の大部分は、その内容が国によって定められている。</p> <p>同センターは、事業効果を把握・検証し、以後の事業に反映させている。</p>
計画性	<p>生衛法に基づき、県(国)が示す年度ごとの事業内容及び予算を踏まえ、法人の目的達成のための具体的な事業計画を策定し、月ごとに経理状況と事業の進捗状況を把握しながら、適正かつ確実に事業を実施し、その成果を踏まえ、次年度の計画を策定している。</p>	○	<p>事業効果を把握・検証し、以後の事業に反映させている。</p>
組織運営の健全性	<p>職員は経営指導員3名(事務局長1名、非常勤1名を含む。)及び経理事務1名の4人体制であり、少ない人数ながら、それぞれが経理事務、法令順守について、相互にチェックしながら業務を進めている。調査・研修事業においては個人情報を取り扱うことから、要領を定め適切に事務を行っている。</p>	○	<p>経理から個人情報に至るまでコンプライアンスを遵守し、健全な組織運営が図られていると考える。</p>
経営の効率性	<p>県(国)の年度ごとの補助金交付要綱に基づく積算額と事業収益を見込みながら、具体的な事業計画を策定し、効率的に事業を実施している。今後とも限られた予算を最大限活用し、事業を推し進めることとする。</p>	○	<p>人件費を含む事業費のほとんどが国及び県からの補助金という状況下で効率的な予算運営が図られていると考える。</p>
財務状況の健全性	<p>生衛法に基づき、県に一を限って知事から指定された法人として、県(国1/2)からの財政支援を受けながら、効率的に事務を行っており、財務状況の健全性は確保されていると考える。</p>	○	<p>人件費を含む事業費のほとんどが国及び県からの補助金である。</p>

参考 財務情報

① 正味財産増減計算書

(単位:千円、%)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比
一般正味財産の部	基本財産運用益	1	2		
	特定資産運用益				#DIV/0!
	経常収益	2,265	1,942	2,207	113.65
	事業収益	19,909	19,951	20,071	100.60
	受取補助金等				#DIV/0!
	受取負担金				#DIV/0!
	その他収益	313	250	324	129.60
	経常収益計	22,488	22,145	22,602	102.06
	経常増減の部				
	経常費用	19,329	18,988	19,475	102.56
	事業費	3,034	3,098	3,101	100.10
	管理費				#DIV/0!
	その他				#DIV/0!
	(うち役員人件費)				#DIV/0!
	(うち職員人件費)	15,159	15,201	15,321	100.79
	(うち減価償却費)				#DIV/0!
	経常費用計	22,363	22,086	22,576	102.22
	評価損益調整前当期経常増減額	125	59	26	44.07
	評価損益等				#DIV/0!
	当期経常増減額	125	59	26	44.07
経常外増減の部					
経常外収益				#DIV/0!	
経常外費用	59			#DIV/0!	
当期経常外増減額	▲ 59			#DIV/0!	
当期一般正味財産増減額	66	59	26	44.07	
一般正味財産期末残高	5,327	5,386	5,412	100.48	
当期指定正味財産増減額				#DIV/0!	
当期指定正味財産期末残高	5,160	5,160	5,160	100.00	
正味財産期末残高	10,487	10,546	10,572	100.25	

② 貸借対照表

(単位:千円、%)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比
資産の部	流動資産	1,683	1,740	2,021	116.15
	固定資産	8,930	8,930	8,930	100.00
	(うち基本財産)	5,160	5,160	5,160	100.00
	(うち特定資産)	3,770	3,770	3,770	100.00
	(うちその他の固定資産)				#DIV/0!
	資産合計	10,613	10,670	10,951	102.63
負債の部	流動負債	126	124	378	304.84
	(うち短期借入金)				#DIV/0!
	固定負債				#DIV/0!
	(うち長期借入金)				#DIV/0!
	負債合計	126	124	378	304.84
(うち有利子負債の額)				#DIV/0!	
正味財産の部	指定正味財産	5,160	5,160	5,160	100.00
	(うち基本財産への充当額)	5,160	5,160	5,160	100.00
	(うち特定資産への充当額)				#DIV/0!
	一般正味財産	5,327	5,386	5,412	100.48
	(うち基本財産への充当額)				#DIV/0!
	(うち特定資産への充当額)	3,770	3,770	3,770	100.00
正味財産合計	10,487	10,546	10,572	100.25	
負債及び正味財産合計	10,613	10,670	10,951	102.62	

③ 借入金の状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
前年度末借入金残高	県		
	金融機関		
	その他		
	計		
当該年度借入額(新規)	県		
	金融機関		
	その他		
	計		
当該年度元金償還額	県		
	金融機関		
	その他		
	計		
当該年度借入金残高	県		
	金融機関		
	その他		
	計		

④ 債務保証・損失補償の状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
債務保証に係る債務残高	県		
	国		
	他の地方公共団体		
	計		
債務保証の内容			
損失補償に係る債務残高	県		
	国		
	他の地方公共団体		
	計		
損失補償の内容			